

○環境省告示第四十四号

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成六年総理府令第二十五号）第五条第二項の規定に基づき、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成七年六月環境庁告示第三十号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表 トリハロメタン生成能の検定方法</p> <p>一 試薬</p> <p>(一)～(五) (略)</p> <p>(六) 残留塩素の測定に使用する試薬 日本産業規格K〇一〇二一の二三・二又は二三・四に定める試薬</p> <p>二 器具及び装置</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 残留塩素の測定に使用する器具及び装置 日本産業規格K〇一〇二一の二三・二又は二三・四に定める器具及び装置</p> <p>(五) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 試験操作</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) これらをそれぞれ細口試薬瓶に移して、摂氏二十度に保った恒温槽に一時間静置した後、日本産業規格K〇一〇二一の二三・二又は二</p>	<p>別表 トリハロメタン生成能の検定方法</p> <p>一 試薬</p> <p>(一)～(五) (略)</p> <p>(六) 残留塩素の測定に使用する試薬 日本産業規格K〇一〇二の三十三・一又は三十三・二に定める試薬</p> <p>二 器具及び装置</p> <p>(一)～(三) (略)</p> <p>(四) 残留塩素の測定に使用する器具及び装置 日本産業規格K〇一〇二の三十三・一又は三十三・二に定める器具及び装置</p> <p>(五) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 試験操作</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) これらをそれぞれ細口試薬瓶に移して、摂氏二十度に保った恒温槽に一時間静置した後、日本産業規格K〇一〇二の三十三・一又は三十</p>

十三・四に定める方法(注七)により残留塩素濃度を測定する。

四〇(六) (略)

(七) これらをそれぞれ細口試薬瓶又はバイアルに満水に採り、密栓して摂氏二十度の恒温槽に二十四±二時間静置した後、日本産業規格K〇一〇二二一の二十三・二又は二十三・四に定める方法(注七)により遊離残留塩素濃度及び結合残留塩素濃度を測定する。

八〇(十) (略)

(注五)・(注六) (略)

(注七) 日本産業規格K〇一〇二二一の二十三・七に定める電流滴定法により測定することもできる。

(注八)〓(注十二) (略)

備考

一・二 (略)

別図 (略)

三・二に定める方法(注七)により残留塩素濃度を測定する。

四〇(六) (略)

(七) これらをそれぞれ細口試薬瓶又はバイアルに満水に採り、密栓して摂氏二十度の恒温槽に二十四±二時間静置した後、日本産業規格K〇一〇二の三十三・一又は三十三・二に定める方法(注七)により遊離残留塩素濃度及び結合残留塩素濃度を測定する。

八〇(十) (略)

(注五)・(注六) (略)

(注七) 日本産業規格K〇一〇二の二十八の備考十一に定める電流滴定法により測定することもできる。

(注八)〓(注十二) (略)

備考

一・二 (略)

別図 (略)